

資 料 編

1 足立区国民保護協議会委員名簿

足立区国民保護協議会委員名簿

令和3年3月31日現在

機関名	所属機関名	氏名
	足立区長	近藤 やよい
区民委員	足立区町会・自治会連合会会長	羽住 奎
	足立区町会・自治会連合会女性部部长	上野 須美代
民生・児童委員	民生・児童委員協議会会長職務代理	野辺 陽子
指定地方行政機関	厚生労働省東京労働局足立労働基準監督署長	吉清水 信也
	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長	岩見 洋一
	国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長	早川 潤
足立区議会議員	足立区議会議員	新井 ひでお
	足立区議会議員	おぐら 修平
	足立区議会議員	はたの 昭彦
	足立区議会議員	吉田 こうじ
東京都	東京都第六建設事務所長	吉野 静夫
	東京都水道局足立営業所長	林 健太郎
	東京都下水道局東部第二下水道事務所長	井上 佳昭
	東京都交通局日暮里・舎人営業所長	末木 良英
足立区	足立区副区長	長谷川 勝美
	足立区副区長	工藤 信
	足立区教育長	定野 司
	足立区政策経営部長	勝田 実
	足立区総務部長	真鍋 兼
	足立区危機管理部長	依田 保
	足立区資産管理部長	稲本 望
	足立区民部長	鈴木 伝一
	足立区地域のちから推進部長	秋生 修一郎
	足立区産業経済部長	吉田 厚子

機関名	所属機関名	氏名
足立区	足立区福祉部長	中村 明慶
	足立区衛生部長	馬場 優子
	足立区環境部長	川口 弘
	足立区都市建設部長	大山 日出夫
	足立区会計管理室長	登川 俊彦
	足立区教育委員会教育指導部長	荒井 広幸
	足立区教育委員会学校運営部長	宮本 博之
	足立区子ども家庭部長	松野 美幸
	足立区議会事務局長	金子 敬一
警視庁	警視庁第六方面本部長	岡部 広
	警視庁千住警察署長	張岳 義孝
	警視庁西新井警察署長	金子 登
	警視庁竹の塚警察署長	鈴木 宏昌
	警視庁綾瀬警察署長	小川 康行
東京消防庁	東京消防庁第六消防方面本部長	臼井 正人
	東京消防庁千住消防署長	堀川 勝央
	東京消防庁足立消防署長	戸谷 彰宏
	東京消防庁西新井消防署長	石井 里史
消防団	千住消防団長	高橋 八郎
	足立消防団長	宇佐美 康臣
	西新井消防団長	篠原 弘治
指定公共機関および指定地方公共機関	日本郵便株式会社足立郵便局長	古川 師史
	日本郵便株式会社足立北郵便局長	高橋 周
	日本郵便株式会社足立西郵便局長	原田 恵美
	東日本電信電話株式会社東京事業部東京東支店長	松井 聡信
	東京電力パワーグリッド株式会社上野支社長	城宝 直人
	東京ガス株式会社東部導管事業部東部計画推進部長	笹島 繁

機関名	所属機関名	氏名
指定公共機関および指定地方公共機関	東日本旅客鉄道株式会社北千住駅長	田村 淳
	東京地下鉄株式会社北千住駅務管区長	小野田 弘
	東武鉄道株式会社東武北千住駅長	堀江 通永
	京成電鉄株式会社千住大橋駅長	大竹 博文
	首都圏新都市鉄道株式会社北千住駅務管理所長	稲垣 泰
	東武バスセントラル株式会社足立営業事務所長	荒井 直人
	国際興業グループ株式会社赤羽営業所長	堀内 篤浩
	首都高速道路株式会社東京東局土木保全部長	波津久 毅彦
	一般社団法人 足立区医師会会長	高田 潤
	公益社団法人東京都足立区歯科医師会会長	湊 耕一
	一般社団法人足立区薬剤師会災害対策副委員長	飯泉 千春
	社団法人東京都獣医師会足立副支部長	磯 洋一
	一般社団法人東京都トラック協会足立支部長	吉本 商一
指定行政機関	陸上自衛隊第一師団第一普通科連隊第5中隊長	和田 祐介

2 安否情報関係様式

資料編 2 安否情報関係様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、 ①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか ○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記によりご記入願います。

(注4) 回答情報の限定希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安 否 情 報 収 集 様 式 （ 死 亡 住 民 ）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同 意 す る 同 意 し な い
※備 考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記によりご記入願います。

（注4） 回答情報の限定希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号(第3条関係)

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日		
足 立 区 長 殿		
申 請 者 住所(居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため ③その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

資料編 2 安否情報関係様式

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日 殿 足 立 区 長 年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。	
避難住民に該当するか否かの別	
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	
被 照 会 者	氏 名
	フリナガ
	出生の年月日
	男女の別
	住 所
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)
	その他個人を識別するための情報
	現在の居所
	負傷又は疾病の状況
連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 その用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄には元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

3 被災情報報告様式

被災情報報告

年月日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
 足 立 区

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 足立区 町 丁目 番 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人的被害				住家被害		その他
死者 (人)	行方不明者 (人)	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
		重傷 (人)	軽傷 (人)			

※可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概況

4 避難実施要領の作成

3 避難実施要領の作成

- (1) 避難実施要領の作成は、区計画第3編第5章第2、2「避難実施要領の作成」に定めるところによる。
- (2) 区長は、「避難の指示」を受けた場合は、(4)に示す「避難実施要領のパターン」を参考にし、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、自衛隊等の意見を聴きつつ、避難の指示の内容に応じた「避難実施要領」を的確かつ迅速に作成する。
- (3) 避難実施要領に記載する項目（法定事項）は、以下のとおりとする。
なお、緊急の場合は、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きとし簡潔に作成する等、柔軟に対応する。

- 1 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、関係する町会・自治会、学校、大規模集客施設等の避難する時間帯や時間的余裕を考慮に入れて、その時の状況に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- 2 避難先
避難先の住所、施設名及び連絡先を可能な限り具体的に記載する。
- 3 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段（原則として徒歩）を記載する。
- 4 集合時間
避難の際の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り記載するとともに、それらを踏まえた集合時間についても記載する。
- 5 集合に当たっての留意事項
集合後の町会・自治会内や近隣住民間での点呼・安否確認等、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- 6 避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- 7 区職員の配置等
避難住民の誘導が的確かつ迅速に行えるよう、区職員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- 8 避難行動要支援者への対応
避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するために、その対応方法を記載する。
- 9 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- 10 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を可能な限りの確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。
- 11 避難住民の携行品、服装
必要最低限の携行品、服装とするよう、留意事項を記載する。
- 12 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先（足立区、避難先の区等）を記述する。

(4) 足立区における避難実施要領パターン

区計画第2編第2章、2「避難実施要領のパターンの作成」に基づく避難実施要領のパターンは、以下のとおりとする。

【避難実施要領のパターン】

事態類型		大規模避難	小規模避難	屋内避難
武力攻撃事態	1 着上陸侵攻	——	——	——
	2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃	——	——	パターン1
	3 弾道ミサイル攻撃	パターン3	——	パターン2
	4 航空攻撃	——	——	——
緊急対処事態 (大規模テロ等)	1 危険物質を有する施設への攻撃 (石油コンビナート等に対する攻撃)	——	——	——
	2 大規模集客施設等への攻撃 (ターミナル駅、列車等に対する攻撃)	——	パターン4 パターン5	——
	3 大量殺傷物質による攻撃 (炭疽菌、サリン等を使用した攻撃)	パターン6	——	——
	4 交通機関を破壊手段とした攻撃 (航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ等による攻撃)	——	パターン7	——

【各避難実施要領パターンの内容】

各パターン	避難実施要領の内容
パターン1	ゲリラや特殊部隊による攻撃、屋内避難
パターン2	弾道ミサイルによる攻撃（着弾前）、屋内避難
パターン3	弾道ミサイルによる攻撃（着弾後）、区外避難
パターン4	大規模集客施設への爆発物による攻撃、施設爆破による区内避難
パターン5	大規模集客施設への生物剤による攻撃、感染者の移動制限と屋内避難
パターン6	NBC散布による攻撃、化学剤散布による区内避難 ※強風の場合
パターン7	交通機関を破壊手段としたテロ、区内避難 ※夜間の場合

[避難実施要領パターン1]・・・ゲリラや特殊部隊による攻撃、屋内避難

○月○日○時○分

足立区長 殿

東京都知事

避難の指示（例）

○月○日○時○分頃、○○国の武装グループが○○ビル（足立区○○2丁目○番○号）に立てこもった事態について、○時○分に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、避難措置の指示があった。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、下記のとおり、所要の住民の避難を指示する。

記

1 要避難地域

国指定による要避難地域は、足立区○○2丁目及び○○3丁目。

2 避難先

屋内避難とする。自宅若しくは付近の鉄筋コンクリート製の堅牢な建物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難すること。

3 避難経路・方法・時間

直ちに、付近の建物内に退避すること。安全が確認されるまで、外出を控えること。



避難実施要領（例）

足立区長

○月○日○時○分現在

1 事態の状況、避難の必要性

○月○日○時○分頃、足立区○○2丁目○番○号、○○ビルにおいて、○○国の武装グループが立てこもった。

国の対策本部長は、住民への被害を最小限に止めるため、○時○分に警報を発令し、都に対し、屋内退避の避難措置の指示を行った。避難措置の指示を受けて、○時○分、都知事は足立区に避難の指示を行った。

2 避難誘導の全般的方針

- (1) 武装グループが立てこもっているビルから移動する可能性もあり、付近の住民は屋内に避難するものとする。できるだけ近くの堅牢な建物に避難する。
- (2) 警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。
- (3) 新たに具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

3 避難実施要領の住民への伝達

- (1) 防災行政無線、広報車、区ホームページ、ケーブルTV等を用い、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を速やかに伝達する。
- (2) 要避難地域に存在する町会長・自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防署長及び警察署長にFAX等により住民への伝達を依頼する。
- (3) 避難行動要支援者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護福祉関係者、障がい者団体等への伝達を行う。
- (4) 報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- (5) 武装工作員が活動している地域については、防災行政無線によるほか、現場で活動する自衛隊及び警察等に伝達を要請する。

4 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

(1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

ア 要避難地域

足立区〇〇2丁目及び〇〇3丁目（住民約500名）

イ 避難住民の誘導の実施単位　　――非該当――

(2) 避難先

屋内避難

(3) 一時集合場所及び集合方法

ア 一時集合場所　　――非該当――

イ 集合方法　　――非該当――

(4) 集合時間

――非該当――

(5) 集合に当たっての留意事項

――非該当――

(6) 避難の手段及び避難の経路

ア 直ちに、自宅若しくは近くの堅牢な建物内に避難すること。

安全が確認されるまで外出を控えること。

イ 車両を置いて避難する場合は、車両を道路左側に沿って駐車する等、緊急車両の通行を妨げないように駐車すること。

ウ 扉や窓を全て閉めること。

エ 避難に備え、最低限の食品や飲料水、着替え、懐中電灯、ラジオ、身分証明書を用意すること。

オ 防災行政無線やテレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。

カ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らないこと。

(7) 区職員の配置等

要避難地域及び周辺地域に、区有車〇台、区職員〇名を配置し、避難実施要領の内容を伝達する。

(8) 避難行動要支援者への対応

――非該当――

(9) 要避難地域における残留者の確認

――非該当――

(10) 避難誘導中における食料等の支援

――非該当――

(11) 避難住民の携行品、服装

――非該当――

(12) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

下記の問い合わせ先に連絡すること。

【問い合わせ先】

足立区国民保護対策本部事務局（危機管理部）

足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5838（ダイヤルイン）、FAX 3880-5607

区現地連絡調整所

足立区〇〇2-〇-〇、〇〇ビル前

電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(注)「避難実施要領」を策定する際は、網掛け（非該当）部分を省略する。

[避難実施要領パターン2]・・・弾道ミサイルによる攻撃（着弾前）、屋内避難

○月○日○時○分

足立区長 殿

東京都知事

避難の指示（例）

〇〇国が弾道ミサイルの発射準備を行っていることについて、○月○日○時○分に、国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、避難措置の指示があった。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、下記のとおり、所要の住民の避難を指示する。

記

1 要避難地域

国指定による要避難地域は、東京都全域。

2 避難先

自宅若しくは付近の堅牢な建物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難すること。

3 避難経路・方法等

（1）直ちに、付近の建物内に退避すること。安全が確認されるまで、外出を控えること。

（2）扉、窓等を閉め、エアコン、換気扇を停止（酸欠に注意）すること。弾道ミサイルの弾頭に化学剤、生物剤などが含まれている恐れがある。



避難実施要領（例）

足立区長

○月○日○時○分現在

1 事態の状況、避難の必要性

○月○日○時○分頃、我が国に対し、〇〇国が弾道ミサイルの発射準備を開始したとの極めて信頼度の高い情報が入った。

国の対策本部長は、弾道ミサイルの着弾による被害を最小限に止めるため、○時○分に警報を発令し、都に対し、全域を要避難地域とする避難措置の指示を行った。避難措置の指示を受けて、○時○分、都知事は都全域に避難の指示を行った。

2 避難誘導の全般的方針

- (1) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。できるだけ近くの堅牢な建物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難する。
- (2) 警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。
- (3) 新たに具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

3 避難実施要領の住民への伝達

- (1) 防災行政無線、広報車、区ホームページ、ケーブルTV等を用い、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を速やかに伝達する。
- (2) 要避難地域に存在する町会長・自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防署長及び警察署長にFAX等により住民への伝達を依頼する。
- (3) 避難行動要支援者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護福祉関係者、障がい者団体等への伝達を行う。
- (4) 報道機関に対し避難実施要領の内容を提供する。

4 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

(1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

ア 要避難地域

足立区全域

イ 避難住民の誘導の実施単位 ---非該当---

(2) 避難先

屋内避難

(3) 一時集合場所及び集合方法

ア 一時集合場所 ---非該当---

イ 集合方法 ---非該当---

(4) 集合時間

---非該当---

(5) 集合に当たっての留意事項

---非該当---

(6) 避難の手段及び避難の経路

ア 直ちに、自宅若しくは近くの堅牢な建物内に退避すること。

安全が確認されるまで、外出を控えること。

イ 弾道ミサイルの弾頭に、化学剤、生物剤等が含まれている恐れがある。扉、窓等を閉め、エアコン、換気扇を停止（酸欠に注意）すること。必要によりテープによる目張りを行い、外気からできるだけ遮断された状態になるようにすること。

ウ 車両を置いて避難する場合は、車両を道路左側端に沿って駐車する等、緊急車両の通行を妨げないように駐車すること。

エ 避難に備え、最低限の食品や飲料水、着替え、懐中電灯、ラジオ、身分証明書を用意すること。

オ 防災行政無線やテレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。

カ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らないこと。

(7) 区職員の配置等

区内全域に、区有車〇台〇名を派遣し、避難実施要領の内容を伝達する。

(8) 避難行動要支援者への対応

――非該当――

(9) 要避難地域における残留者の確認

――非該当――

(10) 避難誘導中における食料等の支援

――非該当――

(11) 避難住民の携行品、服装

――非該当――

(12) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

下記の問い合わせ先に連絡すること。

【問い合わせ先】

足立区国民保護対策本部事務局（危機管理部）

足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5838（ダイヤルイン）、FAX 3880-5607

区現地連絡調整所

足立区〇〇2-〇-〇、〇〇ビル前

電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(注)「避難実施要領」を策定する際は、網掛け（非該当）部分を省略する。

[避難実施要領パターン3]・・・弾道ミサイルによる攻撃（着弾後）、区外避難

○月○日○時○分

足立区長 殿

東京都知事

避難の指示（例）

○月○日○時○分頃、○○国による弾道ミサイルが、東京都○○区○○付近に着弾し爆発した。着弾地点を中心に半径○km圏内は、放射能に汚染されている可能性が高いので、直ちにこの地域を警戒区域に指定し、この区域内の住民等に対して屋内退避の指示を行っている。

また、○時○分、国の対策本部長から警戒区域の外縁に位置する各自治体に避難措置の指示があった。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、下記のとおり、所要の住民の避難を指示する。

記

1 要避難地域

国指定による要避難地域は、次のとおり。

東京都足立区・○○区・○○区・○○区・○○区

2 避難先地域

国指定による避難先地域は、次のとおり。

東京都○○区・○○区・○○区・○○区、埼玉県○○市・○○市

3 避難経路・方法等

(1) 足立区○○地区（○○1丁目から5丁目、○○1丁目から3丁目）

避難先：○○県○○市○○体育館（○○市○○○-○-○）

経路：バスにより、○道○号経由で○○市○○体育館に向かう。

(2) 足立区○○地区（○○1丁目から3丁目、○○1丁目から4丁目）

避難先：○○県○○市立○○小学校（○○市○○○-○-○）

経路：バスにより、○道○号経由で○○市立○○小学校に向かう。

(3) 足立区○○地区（○○1丁目及び2丁目、○○1丁目から4丁目）

避難先：○○県○○市立○○中学校（○○市○○○-○-○）

経路：○○鉄道○○線により○○駅から○○市の○○駅へ、徒歩により○○市立○○中学校へ向かう。

以下略



避難実施要領（例）

足立区長

〇月〇日〇時〇分現在

1 事態の状況、避難の必要性

〇月〇日〇時〇分頃、〇〇国による弾道ミサイルが、東京都〇〇区〇〇付近に着弾し爆発した。着弾地点を中心に半径〇km圏内は、放射能に汚染されている可能性が高く、国は、直ちにこの地域を警戒区域に指定し、この区域内の住民等に対して屋内退避の指示を行った。また、〇時〇分、国の対策本部長から警戒区域の外縁に位置する各自治体に避難措置の指示があった。避難措置の指示を受けて、〇時〇分、都は対象区域全域に避難の措置を行った。

2 避難誘導の全般的方針

- (1) 避難住民等に対しては、当該地区から早急に退避できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。
- (2) 警察、自衛隊と連絡調整の上、速やかに区域外に避難誘導する。その際、国からの警報等以外にも、要避難地域周辺で活動する現地の警察官、自衛官からの情報をもとに、避難を実施する。
- (3) 新たに具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

3 避難実施要領の住民への伝達

- (1) 防災行政無線、広報車、区ホームページ、ケーブルTV等を用い、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を速やかに伝達する。
- (2) 要避難地域に存在する町会長・自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防署長及び警察署長にFAX等により住民への伝達を依頼する。
- (3) 避難行動要支援者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護福祉関係者、障がい者団体等への伝達を行う。
- (4) 報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

4 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

足立区全域を要避難地域とし、以下の実施単位毎に避難住民を誘導する。

- (1) 〇〇地区（〇〇1丁目から5丁目、〇〇1丁目から3丁目）：約〇〇〇名
 - ・ 避難先：〇〇県〇〇市〇〇体育館
 - ・ 一時集合場所・集合方法：〇〇公園（〇〇〇-〇-〇）・徒歩にて集合
 - ・ 集合時間：本日〇時〇分
 - ・ 避難の手段・避難経路：〇〇公園から〇〇バスにより、〇道〇号経由で〇〇市〇〇体育館に向かう。
 - ・ 区職員の配置等：〇〇地区の住民の避難誘導のため〇名を配置する。また、避難行動要支援者対応として〇名を配置する。
 - ・ 避難行動要支援者への対応：〇〇地区の避難行動要支援者〇名については、区職員誘導のもと、〇〇バス〇台により避難誘導に当たる。
- (2) 〇〇地区（〇〇1丁目から3丁目、〇〇1丁目から4丁目）：約〇〇〇名
 - ・ 避難先：〇〇県〇〇市立〇〇小学校

- ・ 一時集合場所・集合方法：〇〇児童遊園（〇〇〇－〇－〇）・徒歩にて集合
- ・ 集合時間：本日〇時〇分
- ・ 避難の手段・避難経路：〇〇児童遊園から〇〇バスにより、〇道〇号経由で〇〇市立〇〇小学校に向かう。
- ・ 区職員の配置等：〇〇地区の住民の避難誘導のため〇名を配置する。また、避難行動要支援者対応として〇名を配置する。
- ・ 避難行動要支援者への対応：〇〇地区の避難行動要支援者〇名については、区職員誘導のもと、〇〇バス〇台により避難誘導に当たる。

(3) 〇〇地区（〇〇1丁目及び2丁目、〇〇1丁目から4丁目）：約〇〇〇名

- ・ 避難先：〇〇県〇〇市立〇〇中学校
- ・ 一時集合場所・集合方法：区立〇〇小学校（〇〇〇－〇－〇）・徒歩にて集合
- ・ 集合時間：本日〇時〇分
- ・ 避難の手段・避難経路：区立〇〇小学校から徒歩で〇〇駅に向かい、〇〇鉄道〇〇線により〇〇市〇〇駅に向かう→徒歩により〇〇市〇〇中学校へ向かう。
- ・ 区職員の配置等：〇〇地区の住民の避難誘導のため〇名を配置する。また、避難行動要支援者対応として〇名を配置する。
- ・ 避難行動要支援者への対応：〇〇地区の避難行動要支援者〇名については、区職員誘導のもと、〇〇バス〇台により避難誘導に当たる。

・・・(略)・・・

(4) 集合に当たっての留意事項

- ア 一時集合場所、避難所には区職員を配置する。区職員の指示に従うこと。
- イ 近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うこと。
- ウ 被弾地域の風下（〇〇地域から〇〇方向）を避けて避難すること。
- エ 家の戸締り等を行い、ガスの元栓を締め、家電製品は必要なもの（冷蔵庫等）以外のコンセントを抜いておくこと。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、付近の警察官に通報すること。

(5) 要避難地域における残留者の確認

避難の開始後、速やかに残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難単位毎の避難者リストを作成する。

(6) 避難誘導中における食料等の支援

足立区の避難誘導要員は、〇月〇日〇時〇分に避難住民に対して、食料、水を供給する。また、集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

(7) 避難住民の携行品、服装

- ア 服装は、身軽で動き易いものとし、帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くこと。
- イ 手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用し、皮膚の露出をできるだけ抑えて避難すること。
- ウ マスクやハンカチ、塗れたタオル等で口を覆って避難すること。
- エ 持ち物は、貴重品、パスポート・運転免許証等の身分証明書、最小限の着替え及び日用品とすること。

オ 子供がいる家庭では、玩具類を携行する等、子供の不安解消を図ること。

(8) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

下記の問い合わせ先に連絡すること。

5 誘導に際しての留意点及び区職員の心得等

(1) 誘導を行う区職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、都からの情報、並びに区対策本部において集約した最新情報を提供すること。

(2) 誘導を行う区職員は、特殊標章及び身分証明書を交付するので、必ず携帯すること。

(3) 区職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

(4) 防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

(5) 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 学校や事業所においては、原則として、勤務先まで集団でまとまって行動するように呼びかけること。

6 死傷者への対応

(1) 死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。

(2) NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。

この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

(3) 都や医療機関によるDMAT（災害派遣医療チーム）が編成される場合は、その連携を確保する。

【問い合わせ先】

足立区国民保護対策本部事務局（危機管理部）

足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5838（ダイヤルイン）、FAX 3880-5607

区現地連絡調整所

足立区〇〇2-〇-〇、〇〇ビル前

電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

[避難実施要領パターン4]・・・大規模集客施設への爆発物による攻撃、施設爆破による
区内避難

○月○日○時○分

足立区長 殿

東京都知事

避難の指示（例）

○月○日○時○分頃に、足立区○○ホールで発生した○○テログループによる爆破事件について、○月○日○時○分に、国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに避難措置の指示があった。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、下記のとおり、所要の住民の避難を指示する。

記

1 要避難地域

国指定による要避難地域は、次のとおり。
足立区○○1丁目及び○○2丁目全域

2 避難先地域

- 都指定による避難先地域は、次のとおり。
- (1) ○○1丁目：区立○○小学校（○○○丁目○番○号）
 - (2) ○○2丁目：区立○○中学校（○○○丁目○番○号）

3 避難経路・方法等

直ちに、徒歩により、指定された避難所に避難すること。
交差点及び避難所に区職員が待機しているので、区職員の指示に従うこと。



避難実施要領（例）

足立区長
○月○日○時○分現在

1 事態の状況、避難の必要性

○月○日○時○分頃、足立区○○1丁目○番○号、足立○○ホールが○○テログループによる爆発物による攻撃を受けた。現在、爆発により半径約300mを包括する街区の範囲が消防警戒区域に指定されている。○時○分、国の対策本部長は、足立区に対して警報を発令し、○時○分、都に対し足立○○ホールを含む足立区○○1丁目及び○○2丁目全域を要避難地域とする避難措置の指示を行った。○時○分、避難措置の指示を受けて、都は足立区に避難の指示を行った。

2 避難誘導の全般的方針

- (1) 当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。
- (2) 警察、自衛隊と連絡調整の上、速やかに区域外に避難誘導する。その際、国からの警報等以外にも、要避難地域周辺で活動する現場の警察官、自衛官からの情報をもとに、避難を実施する。
- (3) 新たに具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

3 避難実施要領の住民への伝達

- (1) 防災行政無線、広報車、区ホームページ、ケーブルTV等を用い、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を速やかに伝達する。
- (2) 要避難地域に存在する町会長・自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防署長及び警察署長にFAX等により住民への伝達を依頼する。
- (3) 避難行動要支援者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護福祉関係者、障がい者団体等への伝達を行う。
- (4) 報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

4 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

足立区〇〇1丁目及び〇〇2丁目全域を要避難地域とし、以下の実施単位毎に避難住民を誘導する。

(1) 〇〇1丁目：約〇〇〇名

- ・ 避難先：足立区立〇〇小学校（足立区〇〇〇-〇-〇）
- ・ 一時集合場所・集合方法：〇〇公園（〇〇〇-〇-〇）・徒歩にて集合
- ・ 集合時間：本日〇時〇分
- ・ 避難の手段・避難経路：〇〇公園から徒歩により、〇道〇号経由で〇〇小学校に向かう。
- ・ 区職員の配置等：〇〇地区の住民の避難誘導のため〇名を配置する。また、避難行動要支援者対応として〇名を配置する。
- ・ 避難行動要支援者への対応：〇〇1丁目の避難行動要支援者〇名については、区職員誘導のもと、〇〇バス〇台により避難誘導に当たる。

(2) 〇〇2丁目：約〇〇〇名

- ・ 避難先：足立区立〇〇中学校（足立区〇〇〇-〇-〇）
- ・ 一時集合場所・集合方法：〇〇児童遊園（〇〇〇-〇-〇）・徒歩にて集合
- ・ 集合時間：本日〇時〇分
- ・ 避難の手段・避難経路：〇〇児童遊園から徒歩により、〇道〇号経由で〇〇中学校に向かう。
- ・ 区職員の配置等：〇〇2丁目の住民の避難誘導のため〇名を配置する。また、避難行動要支援者対応として〇名を配置する。
- ・ 避難行動要支援者への対応：〇〇2丁目の避難行動要支援者〇名については、区職員誘導のもと、〇〇バス〇台により避難誘導に当たる。

(3) 集合に当たっての留意事項

- ア 一時集合場所、避難所には区職員を配置する。区職員の指示に従うこと。
- イ 近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うこと。
- ウ 足立〇〇ホールに面する道路を避けて避難すること。
- エ 家の戸締り等を行い、ガスの元栓を締め、家電製品は必要なもの（冷蔵庫等）以外のコンセ

ントを抜いておくこと。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、付近の警察官に通報すること。

(4) 要避難地域における残留者の確認

避難の開始後、速やかに残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難単位毎の避難者リストを作成する。

(5) 避難誘導中における食料等の支援

足立区の避難誘導要員は、○月○日○時○分に避難住民に対して、食料、水を供給する。また、集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

(6) 避難住民の携行品、服装

ア 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くこと。

イ マスクやハンカチ、塗れたタオル等で口を覆って避難すること。

ウ 持ち物は、貴重品、パスポート・運転免許証等の身分証明書、最小限の着替え及び日用品とすること。

エ 子供がいる家庭では、玩具類を携行する等、子供の不安解消を図ること。

(7) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

下記の問い合わせ先に連絡すること。

5 誘導に際しての留意点及び区職員の心得等

(1) 誘導を行う区職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、都からの情報、並びに区対策本部において集約した最新情報を提供する。

(2) 誘導を行う区職員は、特殊標章及び身分証明書を交付するので、必ず携帯する。

(3) 区職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

(4) 防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

(5) 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 学校や事業所においては、原則として、勤務先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

【問い合わせ先】

足立区国民保護対策本部事務局（危機管理部）

足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5838（ダイヤルイン）、FAX 3880-5607

区現地連絡調整所

足立区〇〇2-〇-〇、〇〇ビル前

電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

[避難実施要領パターン5]・・・大規模集客施設への生物剤による攻撃、感染者の移動制限と屋内避難

○月○日○時○分

足立区長 殿

東京都知事

避難の指示（例）

○月○日○時○分頃に、足立区○○ホールで発生した○○テログループによると推定される炸裂型爆弾により多数の白煙が発生した。○月○日○時○分に、国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに避難措置の指示があった。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、下記のとおり、所要の住民の避難を指示する。

記

1 要避難地域

国指定による要避難地域は、次のとおり。

足立区○○ホール 並びに
○○○丁目○番

2 避難先地域

都指定による避難先地域は、次のとおり。

- (1) 足立区○○ホール内的人是、ホール内の建物に退避する。
(2) ○○○丁目○番地域内的人是、屋内避難とし、石鹸水で身体を洗い、外出を控える。

3 避難経路・方法・時間

足立○○ホール的人是、直ちに、徒歩及び指定車両により、指定された避難所に避難すること。交差点及び避難所に区職員が待機しているので、区職員の指示に従うこと。



避難実施要領（例）

足立区長

○月○日○時○分現在

1 事態の状況、避難の必要性

○月○日○時○分頃、足立区○○1丁目○番○号、足立○○ホールが○○テログループによると推定される炸裂型爆弾の爆発により多量の白煙が発生した。爆発による被害は小さく、火災も発生していない。しかし、生物剤の散布が懸念されることから、○時○分、国の対策本部長は、足立区

に対して警報を発令し、〇時〇分、都に対し足立区〇〇1丁目を要避難地域とする避難措置の指示を行った。〇時〇分、避難措置の指示を受けて、都は足立区に避難の指示を行った。

2 避難誘導の全般的方針

- (1) 足立〇〇ホール内的人是、感染防止の徹底を図るため、付近住民の避難と分けて避難する。また、爆発地点周辺で感染の疑いが強い住民に対しては、避難先において隔離する処置を行う。
- (2) 当該地区の人には、感染防止のため屋内避難する。その際、国からの警報等以外にも、要避難地域周辺で活動する現場の警察官、自衛官からの情報をもとに、避難を実施する。
- (3) 新たに具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

3 避難実施要領の住民への伝達

- (1) 防災行政無線、広報車、区ホームページ、ケーブルTV等を用い、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を速やかに伝達する。
- (2) 要避難地域に存在する町会長・自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防署長及び警察署長にFAX等により住民への伝達を依頼する。
- (3) 避難行動要支援者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護福祉関係者、障がい者団体等への伝達を行う。
- (4) 報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

4 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

足立〇〇ホール並びに足立区〇〇1丁目全域を要避難地域とし、以下の実施単位毎に避難住民を誘導する。

(1) 足立〇〇ホール内：約〇〇〇名

- ・避難先：ホール内的人是、ホール内の建物に退避する。

※生物剤検知器による生物剤散布の有無が判明するまで、避難先にて活動の自粛を要請する。

- ・一時集合場所・集合方法： ---非該当---
- ・集合時間： ---非該当---
- ・避難の手段： ---非該当---
- ・区職員の配置等： ---非該当---
- ・避難行動要支援者への対応： ---非該当---

(2) 〇〇1丁目：約〇〇〇名

- ・避難先：〇〇1丁目内的人是は、屋内避難とし、速やかに石鹼水で身体を洗い、指示があるまで外出を控える。

- ・一時集合場所・集合方法： ---非該当---
- ・集合時間： ---非該当---
- ・避難の手段： ---非該当---

・区職員の配置等：〇〇1丁目内及び周辺地域の住民への避難実施要領周知のため、区有者〇台、職員〇名を配置する。

- ・避難行動要支援者への対応： ---非該当---

(3) 集合に当たっての留意事項

---非該当---

(4) 要避難地域における残留者の確認

――非該当――

(5) 避難誘導中における食料等の支援

――非該当――

(6) 避難住民の携行品、服装

――非該当――

(7) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

下記の間い合わせ先に連絡すること。

5 その他の留意事項

- (1) 生物剤等が足立〇〇ホールから飛散している恐れがあります。扉、窓等を閉め、エアコン、換気扇を停止（酸欠に注意）してください。必要によりテープによる目張りを行い、外気からできるだけ遮断された状態になるようにしてください。
- (2) 避難に備え、最低限の食品や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書を用意してください。
- (3) 防災行政無線やテレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意してください。

6 誘導に際しての留意点及び区職員の心得等

- (1) 誘導を行う区職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、都からの情報、並びに区対策本部において集約した最新情報を提供する。
- (2) 誘導を行う区職員は、特殊標章及び身分証明書を交付するので、必ず携帯する。
- (3) 区職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- (4) 防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- (5) 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (6) 学校や事業所においては、原則として、勤務先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。
- (7) 死亡・負傷者が発生した場合には、感染症患者移送専用車両にて感染症指定医療機関に誘導し、又は搬送する。
- (8) また、都や医療機関によるDMAT（災害派遣医療チーム）が編成される場合は、その連携を確保する。

【問い合わせ先】

足立区国民保護対策本部事務局（危機管理部）

電話 3880-5838（ダイヤルイン）、FAX 3880-5607

足立区現地対策本部

足立区〇〇4丁目〇番〇号、〇〇ビル内、電話〇〇〇〇-〇〇〇〇

区現地連絡調整所

足立区〇〇2丁目〇番〇号、〇〇ビル前、電話〇〇〇〇-〇〇〇〇

(注)「避難実施要領」を策定する際は、網掛け（非該当）部分を省略する。

[避難実施要領パターン6]・・・NBC散布による攻撃、化学剤散布による区内避難
※強風の場合

○月○日○時○分

足立区長 殿

東京都知事

避難の指示（例）

○月○日○時○分頃に、足立区の地下鉄○○線○○駅で発生した○○テログループによるサリン散布事件について、○月○日○時○分に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、避難措置の指示があった。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、下記のとおり、所要の住民の避難を指示する。

記

1 要避難地域

国指定による要避難地域は、次のとおり。

地下鉄○○線○○駅を含む○○1丁目○番から○番まで

2 避難先地域

都指定による避難先地域は、次のとおり。

区立○○小学校（○○3丁目○番○号）

3 避難経路・方法・時間

直ちに、徒歩により、いずれかの避難所に避難すること。

交差点及び避難所に区職員が待機しているので、区職員の指示に従うこと。



避難実施要領（例）

足立区長

○月○日○時○分現在

1 事態の状況、避難の必要性

○月○日○時○分頃、地下鉄○○線○○駅で倒れたり気分を害したりする人が多数発生した。警察が調べたところ、不審物が見つかり、サリンが検出された。○時○分に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、避難措置の指示がある。都に対し、○○駅付近一帯を要避難地域とする避難措置の指示を行う。

○時○分、避難措置の指示を受けて、都知事は○○駅付近一帯に避難の指示を行う。

2 避難誘導の全般的方針

- (1) 警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。
- (2) 警察及び自衛隊等と連絡調整の上、速やかに区域外に避難誘導する。その際、国からの警報等以外にも、要避難地域周辺で活動する現場の警察官及び自衛官等からの情報をもとに、避難を実施する。
- (3) 新たに具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

3 避難実施要領の住民への伝達

- (1) 防災行政無線、広報車、区ホームページ、ケーブルTV等を用い、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を速やかに伝達する。
- (2) 要避難地域に存在する町会長・自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防署長及び警察署長にFAX等により住民への伝達を依頼する。
- (3) 避難行動要支援者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護福祉関係者、障がい者団体等への伝達を行う。
- (4) 報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

4 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

- (1) 地下鉄〇〇線〇〇駅を含む〇〇1丁目〇番から〇番までを要避難地域とし、以下の実施単位毎に避難住民を誘導する。

- ・ 〇〇駅ホーム内：約〇〇名、〇〇1丁目〇番から〇番までの住民：約〇〇名
- ・ 避難先：足立区立〇〇小学校（足立区〇〇3-〇-〇）
- ・ 一時集合場所・集合方法：〇〇駅前広場（〇〇〇-〇-〇）・徒歩にて集合
- ・ 集合時間：本日〇時〇分
- ・ 避難の手段・避難経路：〇〇駅前広場から徒歩により、〇〇商店街経由で〇〇小学校に向かう。
- ・ 区職員の配置等：住民の避難誘導のため、〇〇駅前広場に〇名、〇〇商店街に〇名、〇〇小学校に〇名を配置する。
- ・ 避難行動要支援者への対応：〇〇1丁目の避難行動要支援者〇名については、区職員誘導のもと、〇〇バス〇台により避難誘導に当たる。

- (2) 集合に当たっての留意事項

- ア 一時集合場所、避難所には区職員を配置する。区職員の指示に従うこと。
- イ 近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うこと。
- ウ 家の戸締り等を行い、ガスの元栓を締め、家電製品は必要なもの（冷蔵庫等）以外のコンセントを抜いておくこと。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、付近の警察官に通報すること。

- (3) 要避難地域における残留者の確認

避難の開始後、速やかに残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難単位毎の避難者リストを作成する。

- (4) 避難誘導中における食料等の支援

足立区の避難誘導要員は、〇月〇日〇時〇分に避難住民に対して、食料、水を供給する。また、集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

- (5) 避難住民の携行品、服装

- ア 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、靴は底の丈夫

な履き慣れた運動靴を履くこと。

イ マスクやハンカチ、塗れたタオル等で口を覆って避難すること。

ウ 持ち物は、貴重品、パスポート・運転免許証等の身分証明書、最小限の着替え及び日常品とすること。

エ 子供がいる家庭では、玩具類を携行する等、子供の不安解消を図ること。

(6) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

下記の間い合わせ先に連絡すること。

5 その他の留意事項

(1) サリン等が〇〇ホームから飛散している恐れがある。駅出入口や換気口には近付かないこと。

(2) 防災行政無線やテレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。

6 誘導に際しての留意点及び区職員の心得等

(1) 誘導を行う区職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、都からの情報、並びに区対策本部において集約した最新情報を提供する。

(2) 誘導を行う区職員は、特殊標章及び身分証明書を交付するので、必ず携帯すること。

(3) 区職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

(4) 防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

(5) 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 学校や事業所においては、原則として、勤務先まで集団でまとまって行動するように呼びかけること。

【問い合わせ先】

足立区国民保護対策本部事務局（危機管理部）

電話 3880-5838（ダイヤルイン）、FAX 3880-5607

足立区現地対策本部

足立区〇〇4丁目〇番〇号、〇〇ビル内、電話〇〇〇〇-〇〇〇〇

区現地連絡調整所

足立区〇〇2丁目〇番〇号、〇〇ビル前、電話〇〇〇〇-〇〇〇〇

[避難実施要領パターン7]・・・交通機関を破壊手段としたテロ、区内避難
※夜間の場合

○月○日○時○分

足立区長 殿

東京都知事

避難の指示（例）

○月○日○時○分頃に、足立区の○○駅に爆発物を仕掛けたとの犯行声明があり、爆発の恐れがある。○月○日○時○分に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、避難措置の指示があった。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、下記のとおり、所要の住民の避難を指示する。

記

1 要避難地域

国指定による要避難地域は、次のとおり。

足立区 ○○線○○駅を含む○○1丁目○番から○番まで

2 避難先地域

都指定による避難先地域は、次のとおり。

区立○○小学校（○○○丁目○番○号）

3 避難経路・方法等

直ちに、徒歩により、いずれかの避難所に避難すること。

交差点及び避難所に区職員が待機しているので、区職員の指示に従うこと。



避難実施要領（例）

足立区長

○月○日○時○分現在

1 事態の状況、避難の必要性

○月○日○時○分頃、足立区の○○駅に爆発物を仕掛けたとの犯行声明があり、爆発の恐れがある。

犯行声明から、○○テログループによるものと推定される。

○月○日○時○分に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、避難措置の指示がある。都に対し、○○駅一帯を要避難地域とする避難措置の指示を行う。

○時○分、避難措置の指示を受けて、都知事は○○駅付近一帯に退避の指示を行う。

2 避難誘導の全般的方針

- (1) 警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。
- (2) 警察及び自衛隊等と連絡調整の上、速やかに区域外に避難誘導する。その際、国からの警報等以外にも、要避難地域周辺で活動する現場の警察官及び自衛官等からの情報をもとに、避難を実施する。
- (3) 新たに具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

3 避難実施要領の住民への伝達

- (1) 防災行政無線、広報車、区ホームページ、ケーブルTV等を用い、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を速やかに伝達する。
- (2) 要避難地域に存在する町会長・自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防署長及び警察署長にFAX等により住民への伝達を依頼する。
- (3) 避難行動要支援者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護福祉関係者、障がい者団体等への伝達を行う。
- (4) 報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

4 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

- (1) ○○線○○駅を含む○○1丁目○番から○番までを要避難地域とし、以下の実施単位毎に避難住民を誘導する。
 - ・○○駅ホーム内：約○○名、○○1丁目○番から○番までの住民：約○○名
 - ・避難先：足立区立○○小学校（足立区○○3-○-○）
 - ・一時集合場所・集合方法：○○駅前広場（○○○-○-○）・徒歩にて集合
 - ・集合時間：本日○時○分
 - ・避難の手段・避難経路：○○駅前広場から徒歩により、○○商店街経由で○○小学校に向かう。
 - ・区職員の配置等：住民の避難誘導のため、○○駅前広場に○名、○○商店街に○名、○○小学校に○名を配置する。
 - ・避難行動要支援者への対応：○○1丁目の避難行動要支援者○名については、区職員誘導のもと、○○バス○台により避難誘導に当たる。
- (2) 集合に当たっての留意事項
 - ア 一時集合場所、避難所には区職員を配置する。区職員の指示に従うこと。
 - イ 近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うこと。
 - ウ 家の戸締り等を行い、ガスの元栓を締め、家電製品は必要なもの（冷蔵庫等）以外のコンセントを抜いておくこと。
 - オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、付近の警察官に通報すること。
- (3) 要避難地域における残留者の確認
避難の開始後、速やかに残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難単位毎の避難者リストを作成する。
- (4) 避難誘導中における食料等の支援
足立区の避難誘導要員は、○月○日○時○分に避難住民に対して、食料、水を供給する。また、集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。
- (5) 避難住民の携行品、服装
 - ア 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、靴は底の丈夫

な履き慣れた運動靴を履くこと。

イ マスクやハンカチ、塗れたタオル等で口を覆って避難すること。

ウ 懐中電灯及び電池を持参すること。

エ 持ち物は、貴重品、パスポート・運転免許証等の身分証明書、最小限の着替え及び日用品とすること。

オ 子供がいる家庭では、玩具類を携行する等、子供の不安解消を図ること。

(6) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

下記の問い合わせ先に連絡すること。

5 その他の留意事項

(1) 倒壊の恐れのある建物には近付かないこと。

(2) 防災行政無線やテレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。

6 誘導に際しての留意点及び区職員の心得等

(1) 誘導を行う区職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、都からの情報、並びに区対策本部において集約した最新情報を提供する。

(2) 誘導を行う区職員は、特殊標章及び身分証明書を交付するので、必ず携帯すること。

(3) 区職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

(4) 防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

(5) 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 学校や事業所においては、原則として、勤務先まで集団でまとまって行動するように呼びかけること。

7 死傷者への対応

(1) 死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。

(2) NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。

この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

(3) 都や医療機関によるDMAT（災害派遣医療チーム）が編成される場合は、その連携を確保する。

【問い合わせ先】

足立区国民保護対策本部事務局（危機管理部）

電話 3880-5838（ダイヤルイン）、FAX 3880-5607

足立区現地対策本部

足立区〇〇4丁目〇番〇号、〇〇ビル内、電話〇〇〇〇-〇〇〇〇

区現地連絡調整所

足立区〇〇2丁目〇番〇号、〇〇ビル前、電話〇〇〇〇-〇〇〇〇